

一般社団法人日本解剖学会 代議員選出規程

(目 的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本解剖学会（以下「本会」という。）定款第24条に基づき、法人法上の社員としての代議員の選任等に関し、必要な事項を定めるものである。

2. 社団法人日本解剖学会の代議員の選任に関しては、移行後の「一般社団法人日本解剖学会定款」の規定に基づくほかは、この規程による。

(定 数)

第2条 本法人に、300名以上500名以内の代議員を置く。

2. 各支部より選出される代議員数は以下の算式により決定する。

各支部より選出される代議員数=20名+360名×各支部の正会員数÷法人全体の正会員数（端数は四捨五入とする）

(選 出)

第3条 代議員は、本会正会員の中から次の各号の方法によって選出するものとする。

(1) 代議員の選出は、支部毎に正会員による選挙により行うものとする。

(2) 選挙は、所定の届出を行った者について、郵送による信任投票とし、有効投票数の過半数をもって決する。信任を受けた者が前条の定数を超えた場合には、本会会員歴の長い者から選出するものとする。

(選挙権、被選挙権)

第4条 選挙権は、選挙実施年の8月1日において本会正会員であった者が有するものとする。

2. 被選挙権者は65歳未満とする。

(選挙管理委員会の設置)

第5条 代議員の選出のため、選挙管理委員会を置く。委員会構成については、別に定める。

(代議員の欠員)

第6条 代議員に欠員が生じたときは、補欠選挙を実施することが出来る。

2. 後任代議員の任期は前任者の残任期間とする。

(改 廃)

第7条 本規程の改廃は、社員総会の決議により行い、会員に報告する。

附 則 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）第121条1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人設立の登記の日から施行する。